

【介護保険】 指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 誠幸会
法人所在地	神奈川県横浜市泉区上飯田町字庚申塚 2083 番 1
代表者氏名	理事長 鈴木太郎
電話番号	TEL:045-800-1800 FAX:045-800-1811
事業所数	特別養護老人ホーム 2 箇所 軽費老人ホーム 1 箇所 高齢者グループホーム 5 箇所 サービス付高齢者住宅 1 箇所 通所介護 3 箇所 訪問介護 3 箇所 居宅介護支援 6 箇所 訪問看護ステーション 2 箇所 障害者関連施設 1 1 箇所 保育園 2 箇所 企業内保育 1 箇所 地域ケアプラザ 3 箇所

2 事業所概要

事業所名称	泉の郷綾瀬訪問看護ステーション
指定番号	神奈川県指定 第 1464490173 号
所在地	〒252-1115 神奈川県綾瀬市落合南 2-3-60
電話番号	TEL:0467-71-5520 FAX:0467-71-5521

3 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

社会福祉法人誠幸会（以下「事業者」）が設置する泉の郷綾瀬訪問看護ステーション（以下「事業所」）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等（以下「看護職員」）が、要介護者に対し、適正な指定訪問看護を提供する事を目的とします。

【運営方針】

- (1) 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の

立場に立ったサービスの提供に努めます。

- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (4) 指定訪問看護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所（指定介護予防訪問看護にあつては地域包括支援センター）へ情報提供を行います。
- (5) 前5項の他に、神奈川県が条例で定める内容を遵守し、事業を実施します。

4 本事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職 種	常 勤	非常勤
管理者（看護師）	1名（常勤兼務）	
看護師	3名（常勤兼務）	
事務員	1名（兼務）	

研修	研修内容	対象者
採用時研修	職務に就くにあたって・姿勢・心得、活動内容と注意点活動中の対処方法、緊急対応・感染症	入職時
年間研修	法令遵守・制度について、医療安全 感染症対策について、個人情報保護法・守秘義務 認知症看護、精神科看護、緊急時の対応・心肺蘇生 褥瘡の看護と処置、防災時の対応について・虐待予 防に関する研修等1年を通じて研修を行っていま す。	全職員

5 営業日・サービス提供日

営業日・営業時間	月～日 午前9時から午後6時 原則として年中無休
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

※連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・訪問が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とします。

6 営業地域

綾瀬市	上土棚南 上土棚中 上土棚北 落合南 落合北 深谷南 深谷中 深谷上 深谷 本蓼川 寺尾南 寺尾釜田 寺尾本町 寺尾西 早川 早川城山 綾西 吉岡 吉岡東
藤沢市	長後 高倉 下土棚 湘南台 土棚 円行 桐原町 菖蒲沢 葛原

7 指定訪問看護の内容

- (1) 病状、障害の観察（血圧・体温・呼吸の測定・身体の観察など）
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による処置

8 利用料

- 訪問看護等の利用料は「厚生労働大臣が定める基準によるもの」とし、介護負担割合証に記載の負担割合に応じた額とします。（1割、2割又は3割）詳細は料金表通りです。
- 加算項目について
 - 緊急時訪問看護加算 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制 希望者のみ 月1回算定
 - 特別管理加算 特別な管理を有する利用者（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して計画的な管理を行った場合 月1回算定
 - (I) 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
 - (II)
 - ① 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 - ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ③ 真皮を越える褥瘡の状態
 - ④ 週3回以上点滴を行っている状態
 - 複数名訪問看護加算1 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
 - 複数名訪問看護加算2 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
 - 初回訪問看護加算 新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合

- ターミナルケア加算 在宅で死亡した利用者について、主治医と連携の下ターミナルケアに係る計画及び体制を利用者もしくはご家族に説明し、死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合

訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料としてお支払頂きます。

- (1) 永眠時の処置 10000 円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えたところから公共交通機関を利用した実費を頂きます。なお自動車、バイクを利用した場合の交通費は次の額を頂きます。
 - 営業地域を超えた地点から、片道につき 1 キロメートルあたり 30 円の実費を頂きます。
- (3) 保険適応外の訪問看護 60 分未満 10000 円 以降 30 分毎 5000 円
営業時間外（18：00～翌 9：00 まで）は 3 割増し
 - ※ 保険適応外の訪問看護を利用の場合は、別途自費訪問の契約書を交わします。
 - ※ 前頁の利用料等の支払いを受けたときは、ご利用者又はご家族に対し、事前に文章で説明をさせて頂き、署名捺印を頂きます。

○利用料金の支払い方法

翌月末日までに前月分の請求書をお渡し致します。

- (1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合
利用料は、1 カ月単位とし、当該月の利用料は、翌月 27 日に利用者が指定する口座から引き落とします。（27 日が土・日・休日の場合は、その翌営業日）
- (2) 現金払い・振り込みを希望される場合
現金払いの場合は、看護師訪問時に請求書をお渡ししますので、次回訪問時等にご準備ください。振り込みの場合は、原則請求書に記載してある指定口座に振り込んでいただきます。なお振込の場合は、手数料等は自己負担となります。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

前日午後 6 時までに連絡がなかった場合

1,200 円を請求いたします。

※ ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

※ 尚、キャンセル料は実費損害が発生した場合のみ徴収します。

9 緊急時等の対応の方法

訪問、看護の提供時に、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

1 0 事故発生時の対応

1. 利用者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1 災害発生時の対応等（悪天候時も含む）

1. 災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。
2. 災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
3. 状況により訪問日時や時間の変更、訪問の中止をお願いする場合があります。
4. 災害発生時業務継続計画を制定し、定期的に訓練・研修を行うことで（年1回以上）災害発生に備えた体制を確保します。

1 2 感染症などの対応

1. 感染症拡大を予防の為、手洗いや消毒を行い、日々の健康管理に努めます。
2. 感染症拡大により、職員等の欠勤や利用者や家族の感染等により、訪問日時や時間の変更、訪問の中止をお願いすることがあります。
3. 感染症流行時における業務継続計画を制定し、定期的に訓練・研修を行うことで（年1回以上）新型コロナウイルス等の感染拡大時に備えた体制を確保します。

1 3 個人情報の保護

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 4 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
2. 当事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

15 相談窓口・苦情申し立て窓口

○サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

○公的な機関への苦情の申し出等もできます。

社会福祉法人 誠幸会 相談窓口 法人本部	所在地 泉区上飯田町 2083-1 電 話 045-800-1800 F A X 045-800-1811 対応時間 24 時間
泉の郷綾瀬訪問看護ステーション 管理者 伊藤 将己	所在地 神奈川県綾瀬市落合南 2-3-60 電 話 0467-71-5520 F A X 0467-71-5521 対応時間 24 時間
綾瀬市 高齢福祉課	所在地 綾瀬市早川 550 番地 電 話 0467-70-5636 F A X 0467-70-5702 対応時間 8 : 30~17 : 00 (平日)
藤沢市 介護保険課	所在地 藤沢市朝日町 1-1 2 階 電 話 0466-50-3527 F A X 0466-50-8443 対応時間 8 : 30~17 : 00 (平日)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町 27-1 苦情専用受付電話 0570-022110 F A X 045-317-9959 対応時間 8 : 30~17 : 15 (平日)

16 第三者による評価の実施状況 実施なし。